

就学援助制度のお知らせ

小山市では、経済的理由により、小・中・義務教育学校に通うお子さんの学用品や学校給食費の支払いに困っているご家庭に対して、その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

1. 交付対象者

小山市内に住所があり、小・中・義務教育学校に通う児童・生徒のいる世帯で、生活保護を受給している世帯（要保護）と、生活保護に準ずる程度に生活が困窮し、就学の支援が必要であると教育委員会が認定した世帯（準要保護者）が対象となります。

【準要保護の対象となる世帯】

同一世帯全員の前年の総所得が、生活保護基準額の1.2倍未満の世帯

※同一世帯とは、住民登録上の世帯の別にかかわらず、生計を一つにする方全員のことを指します。

※生活保護基準額は世帯構成(人数・年齢等)や家賃の有無等により異なります。

※借入状況(住宅ローン等)を考慮することはできません。

※借家から持家になった場合、認定基準額が下がりますので、認定が取消になる場合があります。(持家だからといって必ずしも認定にならないわけではありません。)

※申請書受付後、前年中の世帯の総所得額を調査しますので、職場で年末調整をしていない方は所得の申告をしてください。

※世帯に1人でも所得不明者がいると、認定になりません。

○援助を受けるための所得の目安

※下記はモデルケースであり、同じ世帯構成であっても世帯員の年齢や住宅状況などにより異なります。

世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
前年中の世帯全員の 総所得金額	200万円 程度	214万円 程度	287万円 程度	298万円 程度

2. 援助される内容(年額)

	要 保護	準要 保護	小学校 義務教育学校(前期)	中学校 義務教育学校(後期)
学用品費 通学用品費	—	○	11,630円(1年) 13,900円(2年~)	22,730円(1・7年) 25,000円(2・3・8年)
入学準備金 新入学学用品費 ※いずれか一方のみ	—	○	54,060円(新小1)	60,000円(新中1)

修学旅行費	○	○	実費（対象外経費あり）	
校外活動費 （宿泊なし）	—	○	1,600円 （上限額・1回のみ）	2,310円 （上限額・1回のみ）
校外活動費 （宿泊あり）	—	○	3,690円 （上限額・1回のみ）	6,210円 （上限額・1回のみ）
学校給食費	—	○	46,200円	50,600円
医療費	○	○	自己負担額（学校病のみ） 学校病：虫歯、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、水虫 結膜炎、ダニ、とびひ、トラコーマ、寄生虫病	

※支給は学校を経由して行いますので、受け取り方や支給時期は各学校に確認してください。

※年度の途中で認定となった場合は、認定月分から支給対象となります。

※学校集金の全額が援助されるわけではありません。

3. 申請方法

援助を希望される保護者の方は、「就学援助費受給申請書」（申請書）に必要事項を記入のうえ、お子さまが通学する学校に提出してください。（申請書は学校、教育委員会窓口のほか、小山市ホームページでもダウンロードできます）

※申請は随時受け付けています。

※申請書提出後に地域の民生委員がご自宅にお伺いし、生活状況をお聞かせいただく場合があります。（全世帯が対象ではありません。対象となった場合には事前にご連絡させていただきます。）

※毎月末日を締切とし、その月の1日に遡って認定とします。

4. その他

認定後、世帯状況等が変わった場合や経済状況の好転により、就学援助の必要がなくなった場合は、お子さまの通学する学校までご連絡ください。

問い合わせ先：小山市教育委員会 教育総務課 学校支援係（TEL:0285-22-9642）

